

児童育成手当の増額と対象拡大を求める意見書

東京都の児童育成手当は、手当の種類に「育成手当」と「障害手当」がある。ひとり親家庭への「育成手当」が1人あたり月額13500円、心身に一定程度の障がいがある児童を扶養している家庭への「障害手当」が1人あたり月額15500円支給されている。

一方、物価高騰が続き、都民の生活がますます厳しくなっているにもかかわらず、児童育成手当の金額は引き上げられておらず、実質的な価値は目減りしている。29年間、同じ金額が続いている、児童育成手当の引き上げは喫緊の課題である。本制度には所得制限があるが、東京都では018サポートにより子ども1人あたり月5000円が所得制限なく支給されており、子どもの医療費助成についても所得制限が撤廃されている。児童育成手当の所得制限も撤廃する必要がある。

また、「障害手当」は身体障害者と知的障害者を扶養している方のみを支給対象とし、精神障害者と難病患者については支給対象外である。現在支給対象となっていない手帳の等級の子どもを養育している家庭も経済的支援を必要としており、支給対象の拡大が必要である。

よって、町田市議会は、東京都に対し以下のことを求める。

- ・児童育成手当(育成手当、障害手当)の金額を引き上げること。
- ・所得制限を撤廃すること。
- ・障害手当の対象者を、精神障害者、難病患者を扶養している方にも拡大とともに、手帳の等級にかかわらず支給対象にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。